

下仁田町物価高対応住まいの防犯サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不法に家屋に侵入する強盗などの犯罪や悪質な勧誘販売による消費者被害を未然に防止するため、防犯対策品の購入及び設置に対し、予算の範囲内において下仁田町物価高対応住まいの防犯サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金の交付に関し、下仁田町補助金等に関する規則（昭和49年下仁田町規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下、「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 下仁田町の住民基本台帳に記録されており、現に町内に居住していること。
- (2) 下仁田町暴力団排除条例（平成24年下仁田町条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (3) 補助対象者及び同一世帯に属する者が町に納付すべき税金、保険料及び水道料金等に滞納がないこと。
- (4) 同一世帯（申請日以後において世帯分離等をした場合であっても同一の世帯とみなす。）において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者がいないこと。

(補助対象品)

第3条 補助金の交付の対象となる防犯対策品（以下「補助対象品」という。）は、令和8年10月1日以降に新品で購入した別表に掲げる品目に該当するものであって、申請者が居住する自宅に設置したものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象品本体（付属品含む。）の購入及び設置に要した費用の合計額の2分の1に相当する額とし、5万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、この要綱の施行日から令和9年3月31日までの間に、下仁田町住まいの防犯サポート事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象品の購入及び設置に要した費用の領収書（申請者氏名及び購入日、品名等明細が記載されたもの）の写し
- (2) 補助対象品の設置前後の状況を確認できる写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、下仁田町住まいの防犯サポート事業補助金交付（不交付）決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 申請者は、様式第1号により、補助金の交付の申請、実績の報告及び補助金の請求を行うものとする。

2 町長は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、前項の請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象品	定義・要件
家庭用防犯カメラ	犯罪の抑止を目的として屋外（住宅敷地内）に設置し、近隣のプライバシーに配慮しつつ、敷地内の様子を録画し、映像で確認できる機能を有するもの
カメラ付きインターホン	屋外に固定して設置し、屋内から来訪者を映像で確認しながら会話できる機能を有するもの（既に設置されているカメラ付きインターホンに屋内用モニターを増設する場合は対象外）
屋外用センサーライト	屋外に設置し、人の動き等を感知して自動的に一定時間点灯する機能を有するもの（周囲の明るさを感知して自動的に点灯するライト及び常夜灯は対象外）
防犯フィルム	破壊による侵入の防止を目的として、窓ガラスを割れにくくするために貼付するもの（遮熱及び災害時の窓ガラス破損による被害の防止を目的としたフィルムは対象外）
補助錠	防犯性を高めることを目的として、主錠とは別に玄関ドアや窓枠等に設置するもの（主錠及びドアの交換は対象外）